

第 2 編

地下水水質測定結果

第2編 地下水水質測定結果

1 調査概要

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、県内31地点で概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された6地点で継続監視調査を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(28項目)及び要監視項目(24項目)

(2) 測定方法

ア 概況調査

環境基準項目及び要監視項目 年1回

イ 継続監視調査

環境基準項目 年1～2回

測定地点の内訳

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	2	2	6
合計	21	8	8	37

2 結果概要

(1) 概況調査

31地点のうち2地点(瀬戸内市牛窓町長浜・倉敷市真備町下二万)で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境基準を超過した。

周辺調査の結果、両地点ともに周辺農地での肥料の施肥による影響と推定された。

また、要監視項目は2地点で測定を行ったところ、1地点(美咲町江与味)でニッケルが検出されたものの値は低く、生活環境への影響を懸念する水準ではなかった。

(2) 継続監視調査

6地点のうち4地点で昨年度までに汚染が確認された物質が環境基準を超過しており、依然として汚染が継続していた。

地下水の水質測定項目について

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上 28 項目）</p>	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
<p>クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン（以上 24 項目）</p>	

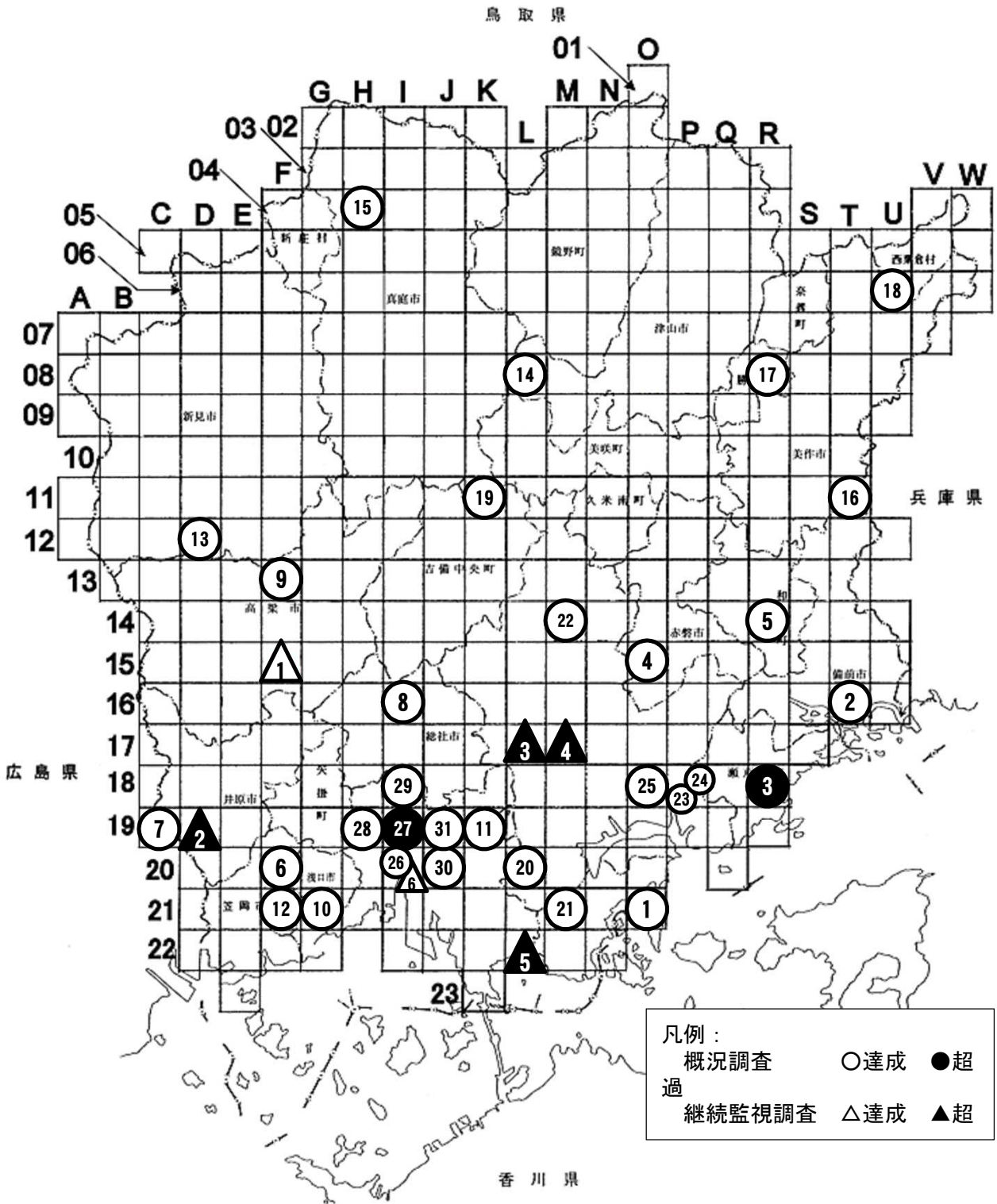
地下水の測定項目、測定方法、報告下限値等

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
カドミウム	日本工業規格(以下、「規格」)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.0003	<0.0003
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法	0.1	N.D.
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする)	0.02	<0.02
ヒ素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.005	<0.005
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「告示」)付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	N.D.
PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	N.D.
ジクロロタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	平成9年環境庁告示第10号の付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	同上	0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	<0.001
セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあっては、規格K0102の43.1に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふっ素	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

環境基準項目

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	クロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロタコニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002	

地下水環境基準達成状況図(平成28年度)



3 測定結果(個表)

概況調査

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
メッシュ番号	0-21	T-16	R-18	0-15	R-14	F-20	C-19	I-16	F-13	G-21	K-19
測定地点名	玉野市山田	備前市日生町日生	瀬戸内市半窓町長浜	赤磐市町苅田	和気町益原	笠岡市山口	井原市芳井町吉井	総社市宇山	高梁市高倉町飯部	浅口市金光町須恵	早島町早島
調査機関	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
調査区分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
井戸の	井戸の形態	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明	不明
	使用目的	その他	生活用水	その他	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	一般飲用	生活用水
精元	井戸の深さ	1.9	6.7	2.2	不明	4.2	5.8	5.3	3.6	3.4	6.2
	採取年月日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月27日	平成28年10月27日	平成28年10月25日	平成28年10月25日	平成28年10月27日
	水温	21.4	19.0	18.3	18.2	21.1	18.3	18.8	14.3	20.2	20.4
	透視度	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
	pH	7.5	6.8	5.7	6.1	6.3	6.3	7.0	6.6	6.9	6.5
	電気伝導率 (mS/m)	47.8	35.2	45	19.8	23.3	28.9	31.4	18.4	11	27.3
健康	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	ヒ素 (mg/L)	0.009	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
環境	塩化ビニルモノマー (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
目	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.7	6.9	14	4.4	7.8	4.8	1.4	0.14	0.67	1.1
	ふっ素 (mg/L)	0.14	0.23	<0.08	0.1	0.09	0.09	0.09	0.08	<0.08	0.09
	ほう素 (mg/L)	0.07	0.08	0.54	<0.03	<0.03	0.03	0.07	<0.03	<0.03	<0.03
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

備考
環境基準を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

番号	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
メッシュ番号	F-21	D-12	L-08	H-04	T-11	R-08	U-06	K-11	L-21	L-21	M-14
測定地点名	里庄町里見	新見市皆多町矢戸	津山市坪井上	真庭市粟谷	美作市白水	勝央町上香山	西粟倉村長尾	美咲町江与味	岡山市南区彦崎	岡山市南区迫川	岡山市北区御津金川
調査機関	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
調査区分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
井戸の	井戸の形態	不明	浅井戸	浅井戸	不明	浅井戸	浅井戸	不明	浅井戸	浅井戸	浅井戸
	使用目的	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	その他	生活用水	一般飲用	その他	生活用水
精元	井戸の深さ	不明	1.6	不明	6	4.3	1.7	不明	6.4	不明	6
採取年月日	平成28年10月27日	平成28年10月25日	平成28年10月21日	平成28年10月21日	平成28年10月20日	平成28年10月20日	平成28年10月20日	平成28年10月20日	平成28年10月21日	平成28年11月22日	平成28年11月21日
水温	18.1	17.3	18.8	14.9	19.2	17.4	17.8	18.0	19.0	20.0	19.0
透視度	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
pH	6.7	7.0	6.4	6.2	6.5	6.9	6.3	7.1	6.2	7.4	6.8
電気伝導率 (mS/m)	44.3	11.6	14.9	9.3	18.1	17.9	9.1	18.4	19	32	14
健康	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	<0.1	<0.1
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	ヒ素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.006
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	<0.0005	<0.0005
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
項目	塩化ビニルモノマー (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
目	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	8.3	0.79	1.8	0.88	3.8	0.47	0.81	1.5	1.1	2.5
	ふっ素 (mg/L)	0.17	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.1	0.08	0.08	0.14	0.22
	ほう素 (mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

備考
環境基準を超えている検体値は太字（太枠）で示す。

番号	23	24	25	26	27	28	29	30	31
メッシュ番号	P-19	P-18	O-18	I-20	I-19	H-19	I-18	J-20	J-19
測定地点名	岡山市東区神崎町	岡山市東区西大寺射越	岡山市中区海吉	倉敷市玉島長尾	倉敷市真備町下二万	倉敷市真備町妹	倉敷市真備町有井	倉敷市中島	倉敷市新田
調査機関	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
調査区分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
井戸 の 精元	井戸の形態	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明	不明	不明	不明	不明
	使用目的	その他	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
	井戸の深さ	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
採取年月日	平成28年11月21日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月26日	平成28年10月27日	平成28年10月27日	平成28年10月25日
水温	19.0	15.5	17.0	22.9	18.4	22.8	18.8	22.6	21.3
透視度	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
pH	6.8	6.6	6.7	6.9	5.7	6.8	6.0	6.6	6.5
電気伝導率 (mS/m)	20	21	27	15	51	45	24	32	47
健	カドミウム (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/L)	< 0.1	< 0.1	< 0.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	鉛 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム (mg/L)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ひ素 (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
康	塩化ビニルモノマー (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
目	シマジン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	3.2	5.6	3.1	1.7	13	1.8	2.6	7.8
	ふっ素 (mg/L)	0.17	0.08	0.15	0.10	< 0.08	0.12	< 0.08	0.18
	ほう素 (mg/L)	0.31	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.03	< 0.03	0.08
	1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

備考
環境基準を超えている検体値は太字（太枠）で示す。

概況調査（要監視項目）

番号		11	19
メッシュ番号		K-19	K-11
測定地点名		早島町早島	美咲町江与味
調査機関		岡山県	岡山県
調査区分		概況調査	概況調査
井戸 の 緒元	井戸の形態	浅井戸	不明
	使用目的	生活用水	一般飲用
	井戸の深さ (m)	4.7	6.4
採取年月日		平成28年10月25日	平成28年10月21日
水温		18.0	18.0
透視度		>30	>30
pH		6.2	7.1
電気伝導度 (mS/m)		30.7	18.4
要 監 視 項 目	クロロホルム (mg/L)	<0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	<0.02	<0.02
	イソキサチオン (mg/L)	<0.0008	<0.0008
	ダイアジノン (mg/L)	<0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン (mg/L)	<0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン (mg/L)	<0.004	<0.004
	オキシシン銅 (mg/L)	<0.004	<0.004
	クロロタロニル (mg/L)	<0.004	<0.004
	プロピザミド (mg/L)	<0.0008	<0.0008
	EPN (mg/L)	<0.0006	<0.0006
	ジクロルボス (mg/L)	<0.001	<0.001
	フェノカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002
	イプロベンホス (mg/L)	<0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン (mg/L)	<0.0001	<0.0001
	トルエン (mg/L)	<0.06	<0.06
	キシレン (mg/L)	<0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	<0.006	<0.006
	ニッケル (mg/L)	<0.005	0.014
	モリブデン (mg/L)	<0.01	<0.01
アンチモン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	
エピクロロヒドリン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	
全マンガン (mg/L)	<0.02	<0.02	
ウラン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	

継続監視調査

番号	1	2	5	6	7	8		
メッシュ番号	F-15	D-19	L-17	M-17	L-22	I-20		
測定地点名	高梁市成羽町成羽	井原市高屋町	岡山市北区今岡	岡山市北区首部	倉敷市児島唐琴	倉敷市連島中央		
調査機関	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県		
調査区分	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査		
井戸の 緒元	井戸の形態	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明		
	使用目的	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水		
	井戸の深さ(m)	5	不明	不明	3	不明		
採取年月日	平成28年06月22日	平成28年10月25日	平成28年06月22日	平成28年10月27日	平成29年01月17日	平成29年01月17日	平成29年01月25日	平成29年01月25日
水温	19.1	21.2	16.9	18.2	12.2	15.0	13.1	13.7
透視度	>30	>30	>30	>30	-	-	>30	>30
pH	6.6	6.4	6.7	6.7	-	-	6.5	7.3
電気伝導率 (mS/m)	26.2	27.2	23.1	23.1	-	-	22.0	57.0
健康 項目	カドミウム (mg/L)							
	全シアン (mg/L)							
	鉛 (mg/L)							
	六価クロム (mg/L)							
	ひ素 (mg/L)							
	総水銀 (mg/L)							
	アルキル水銀 (mg/L)							
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)							
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002					< 0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002					< 0.0002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004					< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002					< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.005	0.009	0.005	0.004			< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005					< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006					< 0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	0.004	0.003	0.036	0.031			< 0.001	
テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005					0.027	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002					< 0.0002	
チウラム (mg/L)								
シマジン (mg/L)								
チオベンカルブ (mg/L)								
ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001					< 0.001	
セレン (mg/L)								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)					11	23		2.3
ふっ素 (mg/L)					1.2			
ほう素 (mg/L)								
1,4-ジオキサン (mg/L)								

備考
環境基準を超えている検体値は太字（太枠）で示す。

(参考資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)
(最終改正 平成26年11月17日環境省告示第127号)

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格(以下、「規格」)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする)
ひ素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「告示」)付表1に掲げる方法付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	同上
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	同上
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日環境庁水質保全局長通知)
(最終改正 平成21年11月30日環境省水・大気環境局長通知)

項目	指針値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本工業規格（以下、「規格」）K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	同上
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	同上
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号付表（以下、「付表」）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	同上
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L以下	同上
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	同上
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L以下	付表2に掲げる方法
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	同上
EPN	0.006 mg/L以下	同上
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L以下	同上
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L以下	同上
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L以下	同上
クロルニトロフェン（CNP）	—	同上
トルエン	0.6 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	同上
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	規格K0102の59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格K0102の68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02 mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号通知（以下、「追加通知」）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	追加通知付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2 mg/L以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002 mg/L以下	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法